

## 違反抑止のための行政上の措置（論点メモ）

（関連：資料 5、6）

違反抑止のための行政上の措置としてどのようなものが考えられるか。

違反抑止のための行政上の措置として考えられるもの	独占禁止法違反行為に対して実際にとられ得る措置等
1 作為・不作為命令（金銭的不利益処分を除く。） 2 金銭的不利益処分 （1）行政上の秩序罰 （2）加算税、課徴金 （3）行政犯の非刑罰的处理 ・国税犯則取締法の通告処分 ・道路交通法の反則金 3 公表 4 授益的処分の撤回・停止、行政サービス・許認可等の拒否 5 契約関係からの排除 6 違反企業の代表者を対象とした不利益処分	排除措置命令（独占禁止法に基づき公正取引委員会が命令）  課徴金納付命令（独占禁止法に基づき公正取引委員会が命令）  （公正取引委員会は処分等を公表している） 業法による監督処分（監督官庁による営業停止処分など） 指名停止（発注官庁等が契約の一方当事者として行うもの）